

## 設例 甲野商店の場合

消費税及び地方消費税の確定申告書の作成方法を、設例に基づいて説明します。

甲野商店は、物品販売業を営む小売業者です。

- 令和元年分の所得は、小売業による事業所得と、業務用固定資産の売却（譲渡所得）以外はありません。
- 基準期間である平成29年分の課税売上高は、14,951,456円です。
- 消費税及び地方消費税に関する記帳は、税込経理方式（40ページ参照）で行っています。
- 令和元年分の所得税の決算額と特記事項は以下のとおりです。
  - ・ 損益計算書の売上（収入）金額は、18,276,000円です。  
この売上金額には、課税取引にならないビール券の売上高350,000円が含まれています。  
また、課税取引となる売上金額17,926,000円のうち、税率6.3%適用分は13,445,000円、税率6.24%適用分は2,560,000円、税率7.8%適用分は1,921,000円です。
  - ・ 令和元年9月に配達用の車両を、280,000円で売却しました。
  - ・ 売上げに係る返品、値引きなどの金額がありますが、それらの金額は、売上金額から直接減額する方法で経理処理しています。
- 平成30年中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出しています。

## step.1 課税売上高の合計を計算する

課税期間（平成31年1月1日～令和元年12月31日）における、税率の異なることに区分した課税取引に係る売上げの合計金額（消費税及び地方消費税を含まない）を計算します。計算には、「課税売上高計算表」〔表口〕（41ページ参照）を使用します。

## step.1-1

令和元年分の区分経理された帳簿等から、事業所得（営業等）に係る売上（収入）金額、それに含まれる課税売上げにならないものの金額から差額を計算します。

→表口 ①欄を使用します。

## step.1-2

step.1-1と同様に、事業所得（農業）に係る収入金額、それに含まれる課税売上げにならないものの金額から差額を計算します。

→表口 ②欄を使用します。

## step.1-3

step.1-1と同様に、不動産所得に係る収入金額、それに含まれる課税売上げにならないものの金額から差額を計算します。

→表口 ③欄を使用します。

## step.1-4

その他の所得に係る収入金額がある場合は、所得名称を〔表口〕③の（ ）欄に記入し、収入金額及び課税売上げにならないものの金額を記入し、差額を計算します。

→表口 ④～⑥欄を使用します。

## 設例 甲野商店の場合：表口

## step.1-1

ビール券の売上げは非課税取引ですので、課税売上げになりません。

課税売上高計算表〔表口〕の①欄には、

$$\begin{array}{l} \text{売上金額 } 18,276,000 \text{ 円} - \text{ビール券の売上高 } 350,000 \text{ 円} \\ = 17,926,000 \text{ 円} \end{array}$$

と求められます。

課税取引金額17,926,000円のうち、税率6.3%適用分13,445,000円を〔表口〕

①「うち旧税率6.3%適用分」欄に、税率6.24%適用分2,560,000円を〔表口〕①

「うち軽減税率6.24%適用分」欄に、税率7.8%適用分1,921,000円を〔表口〕①

「うち標準税率7.8%適用分」欄に記入します。

### step.1-5

業務用固定資産等の譲渡所得に係る収入金額がある場合は、収入金額及び課税売上げにならないものの金額を記入し、差額を計算します。

→表口 ⑦～⑨欄を使用します。

### step.1-6

step.1-1から1-5で計算した差引課税売上高の合計額を計算します。

→表口 ⑩欄を使用します。

### 設例 甲野商店の場合：表口

#### step.1-5

配達用車両の売却は、業務用固定資産等の譲渡に該当します。

差引課税売上高は、

$$280,000 \text{ 円} - 0 \text{ 円} = 280,000 \text{ 円}$$

と求められますので、

〔表口〕⑦及び⑨「金額」欄に 280,000 円と記入します。

また、令和元年9月に売却していますので、6.3%の税率が適用されることから、

〔表口〕⑦及び⑨「うち旧税率6.3%適用分」欄に 280,000 円と記入します。

#### step.1-6

課税売上高の合計額（〔表口〕⑩欄）の「金額」欄は、

$$17,926,000 \text{ 円} + 280,000 \text{ 円} = 18,206,000 \text{ 円}$$

「うち旧税率6.3%適用分」欄は、

$$13,445,000 \text{ 円} + 280,000 \text{ 円} = 13,725,000 \text{ 円}$$

「うち軽減税率6.24%適用分」欄は、

$$2,560,000 \text{ 円}$$

「うち標準税率7.8%適用分」欄は、

$$1,921,000 \text{ 円}$$

となりますので、それぞれ記入します。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の  
税額計算

地方消費税の  
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

## step.2 課税標準額を計算する

### step.2-1

課税売上高の合計額（表口⑩欄）に100/108又は100/110を掛けて、税率の異なるごとに区分した課税取引に係る売上げの合計金額を計算し、付表4-1及び4-2①-1欄に転記します。

※ 税抜経理方式（40ページ参照）によっている場合には、課税売上高の合計額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算した金額に、100/108又は100/110を掛けて、課税標準額を計算します。

$$\text{税率6.3\%適用分} \quad \text{課税売上高 (税込み)} \times \frac{100}{108} = \text{課税標準額}$$

$$\text{税率6.24\%適用分} \quad \text{課税売上高 (税込み)} \times \frac{100}{108} = \text{課税標準額}$$

$$\text{税率7.8\%適用分} \quad \text{課税売上高 (税込み)} \times \frac{100}{110} = \text{課税標準額}$$

### 設例 甲野商店の場合：表口

#### step.2-1

〔表口〕⑪欄は、

$$13,725,000 \text{ 円} \times \frac{100}{108} = 12,708,333 \text{ 円}$$

（付表4-2①-1 C欄、X欄及び付表4-1①-1 X欄に記入）

〔表口〕⑫欄は、

$$2,560,000 \text{ 円} \times \frac{100}{108} = 2,370,370 \text{ 円}$$

（付表4-1①-1 D欄に記入）

〔表口〕⑬欄は、

$$1,921,000 \text{ 円} \times \frac{100}{110} = 1,746,363 \text{ 円}$$

（付表4-1①-1 E欄に記入）

合計は、

$$12,708,333 \text{ 円} + 2,370,370 \text{ 円} + 1,746,363 \text{ 円} = 16,825,066 \text{ 円}$$

とそれぞれ求められます。

step.2-2

step.2-1の計算結果(表口⑪~⑬欄)の1,000円未満の端数を切り捨て、付表4-1及び4-2①欄に転記します。

※課税標準額に対する消費税額の計算の特例を適用する場合は、35ページDを参照してください。

設例 甲野商店の場合：表口

step.2-2

step.2-1で求めた金額の1,000円未満の端数を切り捨て、付表4-1及び4-2①欄に転記します。

12,708,333円 → 12,708,000円 (付表4-2①C欄、X欄及び付表4-1①X欄に記入)

2,370,370円 → 2,370,000円 (付表4-1①D欄に記入)

1,746,363円 → 1,746,000円 (付表4-1①E欄に記入)

課税標準額の合計額は、

12,708,000円 + 2,370,000円 + 1,746,000円 = 16,824,000円

(付表4-1①F欄に記入)

とそれぞれ求められます。

甲野商店の課税売上高計算表は、以下のとおりです。

表口

課税売上高計算表

(令和元 年分)

(1) 事業所得に係る課税売上高	金額	R1.9.30以前(※)		R1.10.1以後(※)	
		うち旧税率 6.3%適用分	うち軽減税率 6.24%適用分	うち標準税率 7.8%適用分	
営業等課税売上高	① 17,926,000	13,445,000	2,560,000	1,921,000	
農業課税売上高	②				
(2) 不動産所得に係る課税売上高	金額	うち旧税率 6.3%適用分	うち軽減税率 6.24%適用分	うち標準税率 7.8%適用分	
課税売上高	③				
(3) ( ) 所得に係る課税売上高	金額	うち旧税率 6.3%適用分	うち軽減税率 6.24%適用分	うち標準税率 7.8%適用分	
損益計算書の収入金額	④				
④のうち、課税売上げにならないもの	⑤				
差引課税売上高 (④-⑤)	⑥				
(4) 業務用資産の譲渡所得に係る課税売上高	金額	うち旧税率 6.3%適用分	うち軽減税率 6.24%適用分	うち標準税率 7.8%適用分	
業務用固定資産等の譲渡収入金額	⑦ 280,000	280,000			
⑦のうち、課税売上げにならないもの	⑧				
差引課税売上高 (⑦-⑧)	⑨ 280,000	280,000			
(5) 課税売上高の合計額 (① + ② + ③ + ⑥ + ⑨)	⑩ 18,206,000	13,725,000	2,560,000	1,921,000	
(6) 課税資産の譲渡等の対価の額の計算					
13,725,000 円×100/108	⑪	(1円未満の端数切捨て) (一般用)付表1-2の①-1C欄へ (簡易課税)付表4-2の①-1C欄へ		12,708,333	
2,560,000 円×100/108	⑫	(1円未満の端数切捨て) (一般用)付表1-1の①-1D欄へ (簡易課税)付表4-1の①-1D欄へ		2,370,370	
1,921,000 円×100/110	⑬	(1円未満の端数切捨て) (一般用)付表1-1の①-1E欄へ (簡易課税)付表4-1の①-1E欄へ		1,746,363	

※ 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

### step.3 消費税額を計算する

付表4-1及び4-2①課税標準額に、消費税率（国税）の税率（6.3%、6.24%又は7.8%）を掛けて消費税額を計算し、その計算結果を付表4-1及び4-2②欄に記入します。

$$\text{税率6.3\%適用分} \quad \text{課税標準額} \times 6.3\% = \text{消費税額}$$

$$\text{税率6.24\%適用分} \quad \text{課税標準額} \times 6.24\% = \text{消費税額}$$

$$\text{税率7.8\%適用分} \quad \text{課税標準額} \times 7.8\% = \text{消費税額}$$

#### 設例 甲野商店の場合：付表4-1、4-2

##### step.3

消費税額は、次のように求められます。

##### 税率6.3%適用分

（付表4-2②C欄、X欄及び付表4-1②X欄に記入）

$$12,708,000 \text{ 円} \times 6.3\% = 800,604 \text{ 円}$$

##### 税率6.24%適用分

（付表4-1②D欄に記入）

$$2,370,000 \text{ 円} \times 6.24\% = 147,888 \text{ 円}$$

##### 税率7.8%適用分

（付表4-1②E欄に記入）

$$1,746,000 \text{ 円} \times 7.8\% = 136,188 \text{ 円}$$

##### 合計

（付表4-1②F欄に記入）

$$800,604 \text{ 円} + 147,888 \text{ 円} + 136,188 \text{ 円} = 1,084,680 \text{ 円}$$

### step.4 貸倒回収に係る消費税額を計算する

課税売上げに係る売掛金等が回収できずに貸倒れとなった場合は、課税標準額に対する消費税額から、貸倒れとなった売掛金等（以下「貸倒債権」といいます）に含まれる消費税額を控除します。令和元年分の課税期間中に、貸倒債権の一部又は全部を回収した場合は、適用税率ごとに、回収した貸倒債権に含まれる消費税額を計算します。この計算結果を付表4-1及び4-2③欄に記入します。

また、付表4-1③X～E欄及び付表4-2③A～C欄の金額の合計額を付表4-1③F欄及び付表4-2③X欄に記入します。

$$\text{税率6.3\%適用分} \quad \text{回収した貸倒債権の合計額} \times \frac{6.3}{108} = \text{貸倒回収に係る消費税額}$$

$$\text{税率6.24\%適用分} \quad \text{回収した貸倒債権の合計額} \times \frac{6.24}{108} = \text{貸倒回収に係る消費税額}$$

$$\text{税率7.8\%適用分} \quad \text{回収した貸倒債権の合計額} \times \frac{7.8}{110} = \text{貸倒回収に係る消費税額}$$

※ 免税事業者であったときに行った課税売上げに係る売掛金等の貸倒れの回収については、計算の必要はありません。

### step.5 返還等対価に係る税額を計算する

課税売上げに対して、返品を受け、又は値引き、割戻しをした場合は、適用税率ごとに、その返品、値引き等に係る消費税額を計算します。この計算結果を付表4-1及び4-2⑤欄に記入します。

また、付表4-1⑤X～E欄及び付表4-2⑤A～C欄の金額の合計額を付表4-1⑤F欄及び付表4-2⑤X欄に記入します。

設例のように、課税売上げに係る返品、値引き等の金額を、売上金額から直接減額する経理処理を行っている場合には、この計算は必要ありません。

$$\text{税率6.3\%適用分} \quad \text{課税売上げに係る返品・値引き・割戻しの金額} \times \frac{6.3}{108} = \text{返還等対価に係る消費税額}$$

$$\text{税率6.24\%適用分} \quad \text{課税売上げに係る返品・値引き・割戻しの金額} \times \frac{6.24}{108} = \text{返還等対価に係る消費税額}$$

$$\text{税率7.8\%適用分} \quad \text{課税売上げに係る返品・値引き・割戻しの金額} \times \frac{7.8}{110} = \text{返還等対価に係る消費税額}$$

※ 免税事業者であったときに行った課税売上げに係る返品、値引き等については、計算の必要はありません。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の  
税額計算

地方消費税の  
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

設例 甲野商店の場合

ここまでの計算結果を記入した付表4-1、4-2は以下のとおりです。

課税期間	平成31・1・1～令和元・12・31			氏名又は名称	甲野 太郎
区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)	
課税標準額①	000	000	12,708,000	12,708,000	
課税資産の譲渡等の対価の額①			12,708,333	12,708,333	
			800,604	800,604	
課税期間	平成31・1・1～令和元・12・31			氏名又は名称	甲野 太郎
区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	
課税標準額①	12,708,000	2,370,000	1,746,000	16,824,000	
課税資産の譲渡等の対価の額①	12,708,333	2,370,370	1,746,363	16,825,066	
消費税額②	800,604	147,888	136,188	1,084,680	
貸倒回収に係る消費税額③					

step.6 控除対象仕入税額の基礎となる消費税額を計算する

控除対象仕入税額の計算には、付表5-1及び5-2（44～47ページ）を使用します。

step.6-1

付表4-1及び4-2②、③、⑤欄の計算結果を、次のとおり付表5-1及び5-2に転記します。

- 付表4-2②A欄の金額⇒付表5-2①A欄へ転記
- 付表4-2②B欄の金額⇒付表5-2①B欄へ転記
- 付表4-2②C欄の金額⇒付表5-2①C欄へ転記
- 付表4-1②D欄の金額⇒付表5-1①D欄へ転記
- 付表4-1②E欄の金額⇒付表5-1①E欄へ転記
- 付表4-1②F欄の金額⇒付表5-1①F欄へ転記
- 付表5-2①A～C欄の金額の合計額を付表5-2①X欄及び付表5-1①X欄に記入します。

step.6-2

適用税率ごとに、付表5-2及び5-1④欄で、次のとおり控除対象仕入税額の基礎となる消費税額を計算します。  
また、付表5-2④A～C欄及び付表5-1④X～E欄の金額の合計額を付表5-2④X欄及び付表5-1④F欄に記入します。

設例 甲野商店の場合

step.6-1

付表5-2①C欄に、付表4-2②C欄800,604円  
付表5-2①X欄及び付表5-1①X欄に付表4-2②X欄及び付表4-1②X欄の金額800,604円  
付表5-1①D欄に、付表4-1②D欄147,888円  
付表5-1①E欄に、付表4-1②E欄136,188円  
をそれぞれ転記します。

設例 甲野商店の場合

step.6-2

控除対象仕入税額の基礎となる消費税額は、次のように求められます。

税率6.3%適用分

(付表5-2④C欄、X欄及び5-1④X欄に記入)  
 $800,604 \text{ 円} + 0 \text{ 円} - 0 \text{ 円} = 800,604 \text{ 円}$

税率6.24%適用分

(付表5-1④D欄に記入)  
 $147,888 \text{ 円} + 0 \text{ 円} - 0 \text{ 円} = 147,888 \text{ 円}$

税率7.8%適用分

(付表5-1④E欄に記入)  
 $136,188 \text{ 円} + 0 \text{ 円} - 0 \text{ 円} = 136,188 \text{ 円}$

合計 (付表5-1④F欄に記入)

$800,604 \text{ 円} + 147,888 \text{ 円} + 136,188 \text{ 円} = 1,084,680 \text{ 円}$

注意

簡易課税制度は、第1種事業から第6種事業の各事業の課税売上げに係る消費税額にみなし仕入率を掛けて、控除する税額を計算する方法です。事業区分は、原則として取引ごとに判定します。  
また、返品や値引き、割戻しをした金額がある場合には、事業区分ごとの課税売上高の計算上、これらの金額を差し引いた後の金額が、事業区分ごとの課税売上高になります。

## Q. 事業区分について教えてください。

A. 以下のように区分します。また、事業区分の判定の目安となるフローチャートを50ページに掲載しています。

事業の内容	事業区分	みなし仕入率
卸売業 購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者販売する事業をいいます。	第1種	90%
小売業等 購入した商品を性質、形状を変更しないで、消費者に販売する事業をいいます。 なお、製造小売業は第3種事業になります。	第2種	80%
製造業等 農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、製造小売業、電気・ガス・熱供給・水道業をいいます。なお、加工賃等の料金を受け取って役務を提供する事業は第4種事業になります。	第3種	70%
その他の事業 第1種事業から第3種事業、第5種事業、第6種事業のいずれにも該当しない事業をいいます。例えば、飲食サービス業などが該当します。また、事業者が業務用固定資産を売却する場合も第4種事業に該当します。	第4種	60%
サービス業等 金融業、保険業、運輸業、情報通信業、サービス業（飲食サービス業に該当する事業を除く）をいいます。	第5種	50%
不動産業 不動産業（第1種事業から第3種事業及び第5種事業に該当する事業を除く）をいいます。	第6種	40%

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の  
税額計算

地方消費税の  
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

### 農林水産業の飲食料品の譲渡に係るみなし仕入率の見直しについて

令和元年10月1日から、簡易課税制度における「農業・林業・漁業」のうち「飲食料品の譲渡」に係る事業区分は、第3種事業（みなし仕入率70%）から第2種事業（みなし仕入率80%）へ変更となりました。

## 営む事業が1種類の場合

### step.7 控除対象仕入税額を計算する

step.6-2で計算した基礎となる消費税額に、営む事業のみなし仕入率を掛けて、控除対象仕入税額を計算します。この計算結果を付表5-1及び5-2⑤欄に記入します。

$$\text{基礎となる消費税額} \times \text{該当する事業のみなし仕入率} = \text{④控除対象仕入税額}$$

#### 設例 甲野商店の場合

物品販売業は第2種事業に、配達用車両の売却による譲渡収入は第4種事業に区分されますので、甲野商店は2種類の事業を営むことになります。

また、付表5-1及び5-2⑤欄の金額を付表4-1及び4-2④欄に転記します。

付表5-2⑤A欄の金額→付表4-2④A欄へ転記

付表5-2⑤B欄の金額→付表4-2④B欄へ転記

付表5-2⑤C欄の金額→付表4-2④C欄へ転記

付表5-1⑤D欄の金額→付表4-1④D欄へ転記

付表5-1⑤E欄の金額→付表4-1④E欄へ転記

付表5-1⑤F欄の金額→付表4-1④F欄へ転記

## 営む事業が2種類以上の場合

### step.8 事業区分ごとに、それぞれの課税売上高（税抜き）を計算する

#### step.8-1

適用税率ごとに、事業区分ごとの課税売上高（税込み）に100/108  
又は100/110を掛けて、税抜きの課税売上高を計算します。

$$\text{税率6.3\%適用分} \quad \text{事業区分ごとの課税売上高(税込み)} \times \frac{100}{108} = \text{事業区分ごとの課税売上高(税抜き)}$$

$$\text{税率6.24\%適用分} \quad \text{事業区分ごとの課税売上高(税込み)} \times \frac{100}{108} = \text{事業区分ごとの課税売上高(税抜き)}$$

$$\text{税率7.8\%適用分} \quad \text{事業区分ごとの課税売上高(税込み)} \times \frac{100}{110} = \text{事業区分ごとの課税売上高(税抜き)}$$

また、次のとおり計算した結果の金額を付表5-1及び5-2⑦～⑫欄に記入します。

#### 【付表5-2】

付表5-2⑧A欄の金額+付表5-2⑧B欄の金額  
+付表5-2⑧C欄の金額=付表5-2⑧X欄  
付表5-2⑩A欄の金額+付表5-2⑩B欄の金額  
+付表5-2⑩C欄の金額=付表5-2⑩X欄

#### 【付表5-1】

付表5-1⑧X欄の金額+付表5-1⑧D欄の金額  
+付表5-1⑧E欄の金額=付表5-1⑧F欄  
付表5-1⑩X欄の金額+付表5-1⑩D欄の金額  
+付表5-1⑩E欄の金額=付表5-1⑩F欄  
➡付表5-1及び5-2⑦～⑫欄を使用します。

#### <記入・転記イメージ>

付表5-2

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の別掲

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
事業区分別の合計額⑧			12,708,333	12,708,333
第一種事業(卸売業)⑦				
第二種事業(小売業等)⑨			12,449,074	12,449,074
第三種事業(製造業等)⑩				
第四種事業(その他)⑪			259,259	259,259
第五種事業(サービス業等)⑫				
第六種事業(不動産業)⑬				

付表5-1

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の別掲

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)	売上割合 %
事業区分別の合計額⑧	12,708,333	2,370,370	1,746,363	16,825,066	98.4
第一種事業(卸売業)⑦					
第二種事業(小売業等)⑨	12,449,074	2,370,370	1,746,363	16,565,807	98.4
第三種事業(製造業等)⑩					
第四種事業(その他)⑪	259,259			259,259	1.5
第五種事業(サービス業等)⑫					
第六種事業(不動産業)⑬					

#### step.8-2

適用税率ごとに、事業区分別の課税売上高（税抜き）の合計を計算します。また、付表5-2⑧A～C欄及び付表5-1⑧X～E欄の金額の合計額を付表5-2⑧X欄及び付表5-1⑧F欄に記入します。

#### 設例 甲野商店の場合

##### step.8-1

事業区分ごとの課税売上高（税抜き）は、次のように求められます。

【第2種事業（物品販売業）】

税率6.3%適用分

(付表5-2⑧C欄、X欄及び付表5-1⑧X欄に記入)

$$13,445,000 \text{円} \times \frac{100}{108} = 12,449,074 \text{円}$$

税率6.24%適用分 (付表5-1⑧D欄に記入)

$$2,560,000 \text{円} \times \frac{100}{108} = 2,370,370 \text{円}$$

税率7.8%適用分 (付表5-1⑧E欄に記入)

$$1,921,000 \text{円} \times \frac{100}{110} = 1,746,363 \text{円}$$

合計 (付表5-1⑧F欄)

$$12,449,074 \text{円} + 2,370,370 \text{円} + 1,746,363 \text{円} = 16,565,807 \text{円}$$

【第4種事業（譲渡収入）】

税率6.3%適用分

(付表5-2⑩C欄、X欄及び付表5-1⑩X欄に記入)

$$280,000 \text{円} \times \frac{100}{108} = 259,259 \text{円}$$

合計 (付表5-1⑩F欄に記入) 259,259円

#### 設例 甲野商店の場合

##### step.8-2

事業区分別の課税売上高（税抜き）の合計額は、次のように求められます。

【事業区分別の合計額】

税率6.3%適用分

(付表5-2⑥C欄、X欄及び付表5-1⑥X欄に記入)

$$13,725,000 \text{円} \times \frac{100}{108} = 12,708,333 \text{円}$$

税率6.24%適用分 (付表5-1⑥D欄に記入)

$$2,560,000 \text{円} \times \frac{100}{108} = 2,370,370 \text{円}$$

税率7.8%適用分 (付表5-1⑥E欄に記入)

$$1,921,000 \text{円} \times \frac{100}{110} = 1,746,363 \text{円}$$

合計 (付表5-1⑥F欄)

$$12,708,333 \text{円} + 2,370,370 \text{円} + 1,746,363 \text{円} = 16,825,066 \text{円}$$

## step.9 事業区分ごとに、それぞれの売上割合を計算する

step.8の計算結果を基に、事業区分ごとの売上割合を計算します。

$$\frac{\text{事業区分ごとの課税売上高}}{\text{課税売上高(税抜き)}} \div (\text{税抜き}) \times 100 = \text{事業区分ごとの売上割合}$$

→付表5-1⑦～⑫欄の売上割合の欄を記入します。

### 設例 甲野商店の場合

#### step.9

事業区分ごとの売上割合は、次のように求められます。

【第2種事業(物品販売業)】

$$16,565,807 \text{ 円} \div 16,825,066 \text{ 円} \times 100 \div 98.4\%$$

【第4種事業(譲渡収入)】

$$259,259 \text{ 円} \div 16,825,066 \text{ 円} \times 100 \div 1.5\%$$

## step.10 事業区分ごとに、それぞれの消費税額を計算する

### step.10-1

適用税率ごとに、事業区分ごとの消費税額を計算します。

$$\text{税率6.3\%適用分} \quad \text{事業区分ごとの課税売上高(税込み)} \times \frac{6.3}{108} = \text{事業区分ごとの消費税額}$$

$$\text{税率6.24\%適用分} \quad \text{事業区分ごとの課税売上高(税込み)} \times \frac{6.24}{108} = \text{事業区分ごとの消費税額}$$

$$\text{税率7.8\%適用分} \quad \text{事業区分ごとの課税売上高(税込み)} \times \frac{7.8}{110} = \text{事業区分ごとの消費税額}$$

また、次のとおり計算した結果の金額を付表5-1及び5-2⑭～⑲欄に記入します。

#### 【付表5-2】

付表5-2⑮A欄の金額+付表5-2⑮B欄の金額+付表5-2⑮C欄の金額=付表5-2⑮X欄  
付表5-2⑰A欄の金額+付表5-2⑰B欄の金額+付表5-2⑰C欄の金額=付表5-2⑰X欄

#### 【付表5-1】

付表5-1⑮X欄の金額+付表5-1⑮D欄の金額+付表5-1⑮E欄の金額=付表5-1⑮F欄  
付表5-1⑰X欄の金額+付表5-1⑰D欄の金額+付表5-1⑰E欄の金額=付表5-1⑰F欄

→付表5-1及び5-2⑭～⑲欄を使用します。

### <記入・転記イメージ>

付表5-2

⑱ (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の算出

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	税率率分小計 X (A+B+C)
第一種事業 (卸売業)			800,624	800,624
第二種事業 (小売業等)			784,291	784,291
第三種事業 (製造業等)				
第四種事業 (その他)			16,333	16,333
第五種事業 (サービス業等)				
第六種事業 (不動産業)				

付表5-1

⑱ (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の算出

項目	税率率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)
第一種事業 (卸売業)	800,624			1,084,751
第二種事業 (小売業等)	784,291	147,911	136,216	1,068,418
第三種事業 (製造業等)				
第四種事業 (その他)	16,333			16,333
第五種事業 (サービス業等)				
第六種事業 (不動産業)				

### step.10-2

適用税率ごとに、事業区分別の課税売上高に係る消費税額の合計を計算します。また、付表5-2⑬A～C欄及び付表5-1⑬X～E欄の金額の合計額を付表5-2⑬X欄及び付表5-1⑬F欄に記入します。

### 設例 甲野商店の場合

#### step.10-1

事業区分ごとの消費税額は、次のように求められます。

【第2種事業(物品販売業)】

税率6.3%適用分

(付表5-2⑮C欄、X欄及び付表5-1⑮X欄に記入)

$$13,445,000 \text{ 円} \times \frac{6.3}{108} = 784,291 \text{ 円}$$

税率6.24%適用分 (付表5-1⑮D欄に記入)

$$2,560,000 \text{ 円} \times \frac{6.24}{108} = 147,911 \text{ 円}$$

税率7.8%適用分 (付表5-1⑮E欄に記入)

$$1,921,000 \text{ 円} \times \frac{7.8}{110} = 136,216 \text{ 円}$$

合計 (付表5-1⑮F欄に記入)

$$784,291 \text{ 円} + 147,911 \text{ 円} + 136,216 \text{ 円} = 1,068,418 \text{ 円}$$

【第4種事業(譲渡収入)】

税率6.3%適用分

(付表5-2⑰C欄、X欄及び付表5-1⑰X欄に記入)

$$280,000 \text{ 円} \times \frac{6.3}{108} = 16,333 \text{ 円}$$

合計 (付表5-1⑰F欄に記入) 16,333 円

#### step.10-2

事業区分別の消費税額の合計額は、次のように求められます。

税率6.3%適用分

(付表5-2⑬C欄、X欄及び付表5-1⑬X欄に記入)

$$784,291 \text{ 円} + 16,333 \text{ 円} = 800,624 \text{ 円}$$

税率6.24%適用分 (付表5-1⑬D欄に記入)

$$147,911 \text{ 円}$$

税率7.8%適用分 (付表5-1⑬E欄に記入)

$$136,216 \text{ 円}$$

合計 (付表5-1⑬F欄に記入)

$$800,624 \text{ 円} + 147,911 \text{ 円} + 136,216 \text{ 円} = 1,084,751 \text{ 円}$$

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の  
税額計算

地方消費税の  
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

## step.11 控除対象仕入税額を計算する方法を選択する

2種類以上の事業を営む場合は、以下に示す **A** から **D** のいずれかの方法で、控除対象仕入税額を計算します。  
 なお、**A** から **C** の計算方法のうち、複数の計算方法を用いることができる方は、いずれかの計算方法を選択できます。  
 ただし、適用税率ごとに異なる計算方法を選択することはできません。

注意

次の場合は、この手引きの記載方法とは異なる記載が必要となります。記載方法など、詳細は所轄の税務署にご相談ください。

- 『貸倒回収に係る消費税額』がある場合
- 『売上対価の返還等に係る消費税額』があり、各事業ごとの売上対価の返還等に係る消費税額が、その事業の消費税額を上回る場合

### A 原則

$$\text{基礎となる消費税額} \times \frac{\text{第1種事業の消費税額} \times 90\% + \text{第2種事業の消費税額} \times 80\% + \text{第3種事業の消費税額} \times 70\% + \text{第4種事業の消費税額} \times 60\% + \text{第5種事業の消費税額} \times 50\% + \text{第6種事業の消費税額} \times 40\%}{\text{事業区分別の消費税額の合計額}} = \text{控除対象仕入税額}$$

→付表 5-1 及び 5-2 ㉔欄を使用します。

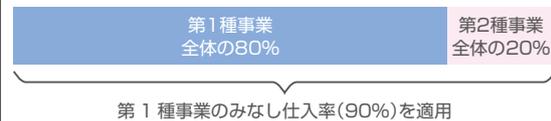
### B 特例 1 1種類の事業の課税売上高が、全体の課税売上高の75%以上を占める場合

2種類以上の事業を営む事業者で、ある1種類の事業の課税売上高が全体の75%以上を占める場合、その事業のみなし仕入率を用いて控除対象仕入税額を計算します。

→付表 5-1 及び 5-2 ㉕欄を使用します。

$$\text{基礎となる消費税額} \times \text{75\%以上を占める事業のみなし仕入率} = \text{控除対象仕入税額}$$

例 第1種事業の課税売上高が全体の80%を占める場合



### C 特例 2 2種類の事業の課税売上高の合計が、全体の課税売上高の75%以上を占める場合

3種類以上の事業を営む事業者で、そのうちの2種類の事業の課税売上高の合計が全体の75%以上を占める場合、その2種類の事業のうち、みなし仕入率の高い方の事業の課税売上高には、その事業のみなし仕入率を用います。

それ以外の事業には、全体の75%以上を占める2種類の事業のうち、みなし仕入率の低い方の事業のみなし仕入率を用いて、控除対象仕入税額を計算します。

→付表 5-1 及び 5-2 ㉖～㉗欄のうち、該当する欄を使用します。

例 第1種・第2種事業の課税売上高の合計が全体の80%を占める場合



この場合、控除対象仕入税額の計算式は、次のようになります。

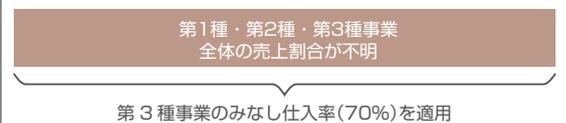
$$\text{基礎となる消費税額} \times \frac{\text{第1種事業の消費税額} \times 90\% + (\text{各事業の消費税額の合計} - \text{第1種事業の消費税額}) \times 80\%}{\text{事業区分別の消費税額の合計額}} = \text{控除対象仕入税額}$$

### D 事業の種類ごとに売上げを区分していない場合

2種類以上の事業を営む事業者で、事業ごとに売上げを区分していない場合、区分していない課税売上高については、その区分していない事業のうち、最も低いみなし仕入率を用いて控除対象仕入税額を計算します。例えば、3種類の事業を営む事業者が、売上げをまったく区分していない場合は、行っている事業のみなし仕入率のうち、最も低いみなし仕入率を用いて控除対象仕入税額を計算します(例1)。

また、区分している事業としていない事業が混在する場合は、区分している事業についてはその事業のみなし仕入率を、区分していない事業については、それらの事業のみなし仕入率のうち最も低いみなし仕入率を用いて、控除対象仕入税額を計算します(例2)。

例1 第1種・第2種・第3種のいずれも区分していない場合



例2 第1種事業は区分しているが、第2種・第3種事業は区分していない場合



## step.12 控除対象仕入税額を決定する

控除対象仕入税額を決定し、付表 5-1 及び 5-2 ㉞欄に記入します（適用税率ごとに異なる計算方法を選択することはできません）。

また、付表 5-1 及び 5-2 ㉞欄の金額を次のとおり付表 4-1 及び 4-2 ㉠欄に転記します。

付表 5-2 ㉞C 欄 → 付表 4-2 ㉠C 欄

付表 5-1 ㉞D 欄 → 付表 4-1 ㉠D 欄

付表 5-1 ㉞E 欄 → 付表 4-1 ㉠E 欄

### 設例 甲野商店の場合

#### step.11

甲野商店では、**A** と **B** の方法を用いることができます。

そこで、両方の方法で控除対象仕入税額を計算し、控除額が大きい **B** の計算方法を選択しています。

#### **A** 原則

**税率6.3%適用分**（付表 5-2 ㉞C 欄、㉞X 欄及び付表 5-1 ㉞X 欄に記入）

$$800,604 \text{ 円} \times \frac{784,291 \text{ 円} \times 80\% + 16,333 \text{ 円} \times 60\%}{800,624 \text{ 円}} = 637,215 \text{ 円}$$

**税率6.24%適用分**（付表 5-1 ㉞D 欄に記入）

$$147,888 \text{ 円} \times \frac{147,911 \text{ 円} \times 80\%}{147,911 \text{ 円}} = 118,309 \text{ 円}$$

**税率7.8%適用分**（付表 5-1 ㉞E 欄に記入）

$$136,188 \text{ 円} \times \frac{136,216 \text{ 円} \times 80\%}{136,216 \text{ 円}} = 108,949 \text{ 円}$$

**合計**（付表 5-1 ㉞F 欄に記入）

$$637,215 \text{ 円} + 118,309 \text{ 円} + 108,949 \text{ 円} = 864,473 \text{ 円}$$

#### **B** 特例 1

**税率6.3%適用分**（付表 5-2 ㉞C 欄、㉞X 欄及び付表 5-1 ㉞X 欄に記入）

$$800,604 \text{ 円} \times 80\% = 640,483 \text{ 円}$$

**税率6.24%適用分**（付表 5-1 ㉞D 欄に記入）

$$147,888 \text{ 円} \times 80\% = 118,310 \text{ 円}$$

**税率7.8%適用分**（付表 5-1 ㉞E 欄に記入）

$$136,188 \text{ 円} \times 80\% = 108,950 \text{ 円}$$

**合計**（付表 5-1 ㉞F 欄に記入）

$$640,483 \text{ 円} + 118,310 \text{ 円} + 108,950 \text{ 円} = 867,743 \text{ 円}$$

#### step.12

付表 5-2 ㉞C 欄の金額 640,483 円を、付表 4-2 ㉠C 欄に転記します。

付表 5-1 ㉞D 欄の金額 118,310 円を、付表 4-1 ㉠D 欄に転記します。

付表 5-1 ㉞E 欄の金額 108,950 円を、付表 4-1 ㉠E 欄に転記します。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の  
税額計算

地方消費税の  
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

甲野商店の付表5-1 控除対象の仕入税額等の計算表は、以下のとおりです。

第4-(4)号様式

付表5-1 控除対象仕入税額等の計算表

簡易

課税期間	平成31・1・1～令和元・12・31	氏名又は名称	甲野太郎
------	--------------------	--------	------

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)
課税標準額に 対する消費税額 ①	(付表5-2の①X欄の金額) 円 800,604	(付表4-1の②D欄の金額) 円 147,888	(付表4-1の②E欄の金額) 円 136,188	(付表4-1の②F欄の金額) 円 1,084,680
貸倒回収に 係る消費税額 ②	(付表5-2の②X欄の金額)	(付表4-1の③D欄の金額)	(付表4-1の③E欄の金額)	(付表4-1の③F欄の金額)
売上対価の返還等 に係る消費税額 ③	(付表5-2の③X欄の金額)	(付表4-1の④D欄の金額)	(付表4-1の④E欄の金額)	(付表4-1の④F欄の金額)
控除対象仕入税額等の 計算の基礎となる消費税額 (①+②-③) ④	800,604	147,888	136,188	1,084,680

step.6-1

step.6-2

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%) ⑤	(付表5-2の④X欄の金額) 円	(※付表4-1の④D欄～) 円	(※付表4-1の④E欄～) 円	(※付表4-1の④F欄～) 円

step.7

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)	売上割合
事業区分別の合計額 ⑥	(付表5-2の⑥X欄の金額) 円 12,708,333	(付表5-2の⑥D欄の金額) 円 2,370,370	(付表5-2の⑥E欄の金額) 円 1,746,363	(付表5-2の⑥F欄の金額) 円 16,825,066	%
第一種事業 (卸売業) ⑦	(付表5-2の⑦X欄の金額)			(※第一事業区分欄へ)	%
第二種事業 (小売業等) ⑧	12,449,074	2,370,370	1,746,363	16,565,807	98.4
第三種事業 (製造業等) ⑨	(付表5-2の⑨X欄の金額)			(※"へ)	
第四種事業 (その他) ⑩	259,259			259,259	1.5
第五種事業 (サービス業等) ⑪	(付表5-2の⑪X欄の金額)			(※"へ)	
第六種事業 (不動産業) ⑫	(付表5-2の⑫X欄の金額)			(※"へ)	

step.8-2

step.8-1  
step.9

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)
事業区分別の合計額 ⑬	(付表5-2の⑬X欄の金額) 円 800,624	(付表5-2の⑬D欄の金額) 円 147,911	(付表5-2の⑬E欄の金額) 円 136,216	(付表5-2の⑬F欄の金額) 円 1,084,751
第一種事業 (卸売業) ⑭	(付表5-2の⑭X欄の金額)			
第二種事業 (小売業等) ⑮	784,291	147,911	136,216	1,068,418
第三種事業 (製造業等) ⑯	(付表5-2の⑯X欄の金額)			
第四種事業 (その他) ⑰	16,333			16,333
第五種事業 (サービス業等) ⑱	(付表5-2の⑱X欄の金額)			
第六種事業 (不動産業) ⑲	(付表5-2の⑲X欄の金額)			

step.10

- 注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表5-2を作成してから当該付表を作成する。  
 3 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑲欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。

(1/2)

(R1.10.1以後終了課税期間用)

③ 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)
$\left( \frac{\text{⑭} \times 90\% + \text{⑮} \times 80\% + \text{⑯} \times 70\% + \text{⑰} \times 60\% + \text{⑱} \times 50\% + \text{⑲} \times 40\%}{\text{⑬}} \right) \times \text{みなし仕入率}$	(付表5-2の⑳X欄の金額) 円 637,215	円 118,309	円 108,949	円 864,473

step.11 A

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)
$\frac{(\text{⑦F} + \text{⑧F} + \text{⑨F} + \text{⑩F} + \text{⑪F} + \text{⑫F} + \text{⑬F} + \text{⑭F} + \text{⑮F} + \text{⑯F} + \text{⑰F} + \text{⑱F}) \geq 75\%}{\text{⑬}} \times \text{みなし仕入率}(90\% \cdot 80\% \cdot 70\% \cdot 60\% \cdot 50\% \cdot 40\%)$	(付表5-2の㉑X欄の金額) 円 640,483	円 118,310	円 108,950	円 867,743

step.11 B

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)
第一種事業及び第二種事業 (⑦F + ⑧F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 80\%}{\text{⑬}}$ ㉒			
第一種事業及び第三種事業 (⑦F + ⑨F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 70\%}{\text{⑬}}$ ㉓			
第一種事業及び第四種事業 (⑦F + ⑩F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 60\%}{\text{⑬}}$ ㉔			
第一種事業及び第五種事業 (⑦F + ⑪F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 50\%}{\text{⑬}}$ ㉕			
第一種事業及び第六種事業 (⑦F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 40\%}{\text{⑬}}$ ㉖			
第二種事業及び第三種事業 (⑧F + ⑨F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 70\%}{\text{⑬}}$ ㉗			
第二種事業及び第四種事業 (⑧F + ⑩F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 60\%}{\text{⑬}}$ ㉘			
第二種事業及び第五種事業 (⑧F + ⑪F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 50\%}{\text{⑬}}$ ㉙			
第二種事業及び第六種事業 (⑧F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 40\%}{\text{⑬}}$ ㉚			
第三種事業及び第四種事業 (⑩F + ⑩F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑯}) \times 60\%}{\text{⑬}}$ ㉛			
第三種事業及び第五種事業 (⑩F + ⑪F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑯}) \times 50\%}{\text{⑬}}$ ㉜			
第三種事業及び第六種事業 (⑩F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑯}) \times 40\%}{\text{⑬}}$ ㉝			
第四種事業及び第五種事業 (⑰F + ⑱F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑰} \times 60\% + (\text{⑬} - \text{⑰}) \times 50\%}{\text{⑬}}$ ㉞			
第四種事業及び第六種事業 (⑰F + ⑲F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑰} \times 60\% + (\text{⑬} - \text{⑰}) \times 40\%}{\text{⑬}}$ ㉟			
第五種事業及び第六種事業 (⑱F + ⑲F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑱} \times 50\% + (\text{⑬} - \text{⑱}) \times 40\%}{\text{⑬}}$ ㊱			

step.11 C

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)
選択可能な計算式区分(㉒~㊱)の中から選択した金額 ㊲	(付表5-2の㉑X欄の金額) 円 640,483	※付表4-1の㉑D欄へ 円 118,310	※付表4-1の㉑E欄へ 円 108,950	※付表4-1の㉑F欄へ 円 867,743

step.12

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表5-2を作成してから当該付表を作成する。

(2/2)

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の  
税額計算

地方消費税の  
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

甲野商店の付表5-2 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕は、以下のとおりです。

第4-(8)号様式

付表5-2 控除対象仕入税額等の計算表  
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易

課税期間	平成31・1・1～令和元・12・31	氏名又は名称	甲野太郎
------	--------------------	--------	------

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
課税標準額に 対する消費税額 ①	(付表4-2の②A欄の金額) 円	(付表4-2の②B欄の金額) 円	(付表4-2の②C欄の金額) 円	※付表5-1の①X欄へ 円
貸倒回収に 係る消費税額 ②	(付表4-2の③A欄の金額)	(付表4-2の③B欄の金額)	(付表4-2の③C欄の金額)	※付表5-1の②X欄へ
売上対価の返還等 に係る消費税額 ③	(付表4-2の④A欄の金額)	(付表4-2の④B欄の金額)	(付表4-2の④C欄の金額)	※付表5-1の③X欄へ
控除対象仕入税額の計算 の基礎となる消費税額 (①+②-③) ④			800,604	800,604

step.6-1

step.6-2

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%) ⑤	※付表4-2の④A欄へ	※付表4-2の④B欄へ	※付表4-2の④C欄へ	※付表5-1の④X欄へ

step.7

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
事業区分別の合計額 ⑥			12,708,333	12,708,333
第一種事業 (卸売業) ⑦				※付表5-1の⑤X欄へ
第二種事業 (小売業等) ⑧			12,449,074	12,449,074
第三種事業 (製造業等) ⑨				※付表5-1の⑥X欄へ
第四種事業 (その他) ⑩			259,259	259,259
第五種事業 (サービス業等) ⑪				※付表5-1の⑦X欄へ
第六種事業 (不動産業) ⑫				※付表5-1の⑧X欄へ

step.8-2

step.8-1  
step.9

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
事業区分別の合計額 ⑬			800,624	800,624
第一種事業 (卸売業) ⑭				※付表5-1の⑨X欄へ
第二種事業 (小売業等) ⑮			784,291	784,291
第三種事業 (製造業等) ⑯				※付表5-1の⑩X欄へ
第四種事業 (その他) ⑰			16,333	16,333
第五種事業 (サービス業等) ⑱				※付表5-1の⑪X欄へ
第六種事業 (不動産業) ⑲				※付表5-1の⑫X欄へ

step.10

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表5-1を作成する。  
3 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割引をした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑫欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。

③ 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
$\left[ \frac{\text{⑭} \times 90\% + \text{⑮} \times 80\% + \text{⑯} \times 70\% + \text{⑰} \times 60\% + \text{⑱} \times 50\% + \text{⑲} \times 40\%}{\text{⑬}} \right] \times \text{みなし仕入率}$	円	円	円	円
			637,215	637,215

step.11 A

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分 (各項のF欄については付表5-1のF欄を参照のこと)	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
$\frac{\text{⑦F} + \text{⑧F} + \text{⑨F} + \text{⑩F} + \text{⑪F} + \text{⑫F} + \text{⑬F} + \text{⑭F} + \text{⑮F} + \text{⑯F} + \text{⑰F} + \text{⑱F} + \text{⑲F}}{\text{⑬}} \geq 75\%$	円	円	円	円
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%)			640,483	640,483

step.11 B

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分 (各項のF欄については付表5-1のF欄を参照のこと)	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
第一種事業及び第二種事業 (⑦F + ⑧F) / ⑬ ≥ 75%	④ × $\frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 80\%}{\text{⑬}}$			円
第一種事業及び第三種事業 (⑦F + ⑨F) / ⑬ ≥ 75%	④ × $\frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 70\%}{\text{⑬}}$			円
第一種事業及び第四種事業 (⑦F + ⑩F) / ⑬ ≥ 75%	④ × $\frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 60\%}{\text{⑬}}$			円
第一種事業及び第五種事業 (⑦F + ⑪F) / ⑬ ≥ 75%	④ × $\frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 50\%}{\text{⑬}}$			円
第一種事業及び第六種事業 (⑦F + ⑫F) / ⑬ ≥ 75%	④ × $\frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 40\%}{\text{⑬}}$			円
第二種事業及び第三種事業 (⑧F + ⑨F) / ⑬ ≥ 75%	④ × $\frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 70\%}{\text{⑬}}$			円
第二種事業及び第四種事業 (⑧F + ⑩F) / ⑬ ≥ 75%	④ × $\frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 60\%}{\text{⑬}}$			円
第二種事業及び第五種事業 (⑧F + ⑪F) / ⑬ ≥ 75%	④ × $\frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 50\%}{\text{⑬}}$			円
第二種事業及び第六種事業 (⑧F + ⑫F) / ⑬ ≥ 75%	④ × $\frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 40\%}{\text{⑬}}$			円
第三種事業及び第四種事業 (⑨F + ⑩F) / ⑬ ≥ 75%	④ × $\frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑯}) \times 60\%}{\text{⑬}}$			円
第三種事業及び第五種事業 (⑨F + ⑪F) / ⑬ ≥ 75%	④ × $\frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑯}) \times 50\%}{\text{⑬}}$			円
第三種事業及び第六種事業 (⑨F + ⑫F) / ⑬ ≥ 75%	④ × $\frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑯}) \times 40\%}{\text{⑬}}$			円
第四種事業及び第五種事業 (⑩F + ⑪F) / ⑬ ≥ 75%	④ × $\frac{\text{⑰} \times 60\% + (\text{⑬} - \text{⑰}) \times 50\%}{\text{⑬}}$			円
第四種事業及び第六種事業 (⑩F + ⑫F) / ⑬ ≥ 75%	④ × $\frac{\text{⑰} \times 60\% + (\text{⑬} - \text{⑰}) \times 40\%}{\text{⑬}}$			円
第五種事業及び第六種事業 (⑪F + ⑫F) / ⑬ ≥ 75%	④ × $\frac{\text{⑱} \times 50\% + (\text{⑬} - \text{⑱}) \times 40\%}{\text{⑬}}$			円

step.11 C

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
選択可能な計算式区分 (⑳ ~ ㉞) の内から選択した金額	円	円	円	円
			640,483	640,483

step.12

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表5-1を作成する。

(2/2)

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の  
税額計算

地方消費税の  
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

### step.13 貸倒れに係る税額を計算する

課税売上げに係る売掛金等が回収できずに貸倒れとなった場合は、適用税率ごとに、貸倒れとなった売掛金等（貸倒債権）に含まれる消費税額を計算します。この計算結果を付表4-1及び4-2⑥欄に記入します。

また、付表4-1⑥X～E欄及び付表4-2⑥A～C欄の金額の合計額を付表4-1⑥F欄及び付表4-2⑥X欄に記入します。

$$\begin{array}{|l} \text{税率6.3\%} \\ \text{適用分} \end{array} \quad \begin{array}{|l} \text{貸倒れに係る金額} \\ \text{(税込み)} \end{array} \times \frac{6.3}{108} = \text{貸倒れに係る税額}$$

$$\begin{array}{|l} \text{税率6.24\%} \\ \text{適用分} \end{array} \quad \begin{array}{|l} \text{貸倒れに係る金額} \\ \text{(税込み)} \end{array} \times \frac{6.24}{108} = \text{貸倒れに係る税額}$$

$$\begin{array}{|l} \text{税率7.8\%} \\ \text{適用分} \end{array} \quad \begin{array}{|l} \text{貸倒れに係る金額} \\ \text{(税込み)} \end{array} \times \frac{7.8}{110} = \text{貸倒れに係る税額}$$

なお、貸倒れに係る消費税額の控除を受ける場合は、債権の切捨ての事実を証する書類、その他貸倒れの事実を明らかにする書類を保存する必要があります。

注意

1. 課税売上げに係る債権以外の債権の貸倒れについては、計算の必要はありません。
2. 免税事業者であったときに行った課税売上げに係る売掛金等の貸倒れについては、計算の必要はありません。
3. 消費税における貸倒れの範囲は、所得税における取扱いと同じです。

### step.14 控除税額の小計を計算する

適用税率ごとに、付表4-1及び4-2④控除対象仕入税額、⑤返還等対価に係る税額、⑥貸倒れに係る税額を合計し、計算結果を付表4-1及び4-2⑦欄に記入します。

また、付表4-1⑦X欄及びD欄及びE欄の金額の合計額を付表4-1⑦F欄に記入します。

$$\text{④控除対象仕入税額} + \text{⑤返還等対価に係る税額} + \text{⑥貸倒れに係る税額} = \text{⑦控除税額小計}$$

#### 設例 甲野商店の場合

##### step.14

控除税額小計は、次のように求められます。

##### 税率6.3%適用分

(付表4-2⑦C欄、X欄及び付表4-1⑦X欄に記入)

$$640,483 \text{ 円} + 0 \text{ 円} + 0 \text{ 円} = 640,483 \text{ 円}$$

##### 税率6.24%適用分 (付表4-1⑦D欄に記入)

$$118,310 \text{ 円} + 0 \text{ 円} + 0 \text{ 円} = 118,310 \text{ 円}$$

##### 税率7.8%適用分 (付表4-1⑦E欄に記入)

$$108,950 \text{ 円} + 0 \text{ 円} + 0 \text{ 円} = 108,950 \text{ 円}$$

##### 合計 (付表4-1⑦F欄に記入)

$$640,483 \text{ 円} + 118,310 \text{ 円} + 108,950 \text{ 円} = 867,743 \text{ 円}$$

### step.15 差引税額又は控除不足還付税額を計算する

#### step.15-1

適用税率ごとに、課税売上げに係る消費税額（消費税額と貸倒回収に係る消費税額の合計額）から、控除税額小計を差し引いて差引税額を計算し、計算結果を付表4-1及び4-2⑨欄に記入します。

$$\text{②消費税額} + \text{③貸倒回収に係る税額} - \text{⑦控除税額小計} = \text{⑨差引税額}$$

上記計算式の計算結果がマイナス（負の値）の場合、還付申告となります。この場合、次の計算式で控除不足還付税額を計算し、計算結果を付表4-1及び4-2⑩欄に記入します。

$$\text{⑦控除税額小計} - \text{②消費税額} - \text{③貸倒回収に係る税額} = \text{⑩控除不足還付税額}$$

#### step.15-2

付表4-1⑨F欄の金額から⑩F欄の金額を差し引いて合計差引税額を計算し、⑩F欄に記入します。

#### 設例 甲野商店の場合

##### step.15-1

差引税額は、次のように求められます。

##### 税率6.3%適用分

(付表4-2⑨C欄、X欄及び付表4-1⑨X欄に記入)

$$800,604 \text{ 円} + 0 \text{ 円} - 640,483 \text{ 円} = 160,121 \text{ 円}$$

##### 税率6.24%適用分 (付表4-1⑨D欄に記入)

$$147,888 \text{ 円} + 0 \text{ 円} - 118,310 \text{ 円} = 29,578 \text{ 円}$$

##### 税率7.8%適用分 (付表4-1⑨E欄に記入)

$$136,188 \text{ 円} + 0 \text{ 円} - 108,950 \text{ 円} = 27,238 \text{ 円}$$

##### 合計 (付表4-1⑨F欄に記入)

$$160,121 \text{ 円} + 29,578 \text{ 円} + 27,238 \text{ 円} = 216,937 \text{ 円}$$

##### step.15-2

合計差引税額は、 $216,937 \text{ 円} - 0 \text{ 円} = 216,937 \text{ 円}$ と求められます。